

安芸第一小学校いじめ防止基本方針 令和7年4月改定

安芸市立安芸第一小学校

1. はじめに

本校は、目指す子ども像を「学びの自立に向かう子ども」「心の自立に向かう子ども」「生活の自立に向かう子ども」とし、人間性豊かな児童の育成に取り組んできた。

しかし、こうした教育活動に取り組んでいても、いじめ問題は本校でも起こりうるものと認識し対策を講じていなければならない。

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、本校では、いじめ根絶を期すために「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止や早期発見及び迅速で適切な解決を図るための取組を進めている。

学校・地域・家庭その他の関係者が力を合わせて、それぞれがいじめ問題を「自分事」としてとらえ、総がかりで、いじめを防ぐための取組を総合的かつ効果的に推進することができるよう「安芸第一小学校いじめ防止基本方針」を改定した。

2. いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめのない学校づくりのためには、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができる環境を整えるよう教職員一同が全力で取り組まなくてはならない。

また、学校・家庭・地域社会・関係諸機関が連携し、いじめを未然に防ぐと共に早期発見に努め、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処していく。

3. いじめの定義

－いじめ防止対策推進法第2条－

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行う。その際、いじめには多様な態様があることから「心身の苦痛を感じているもの」と要件を限定せず、該当児童の表情や様子をきめ細かく観察しながら確認をする。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみで行うことなく、学校に設置した「学校いじめ対策組織」で協議して行う。

4. いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや意地悪等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が立場を入れ替わるように、被害も加害も経験している。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の集団が内包する構造上の問題、観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり傍観者の存在がある。

こうした状況にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるよう努めていく。

5. 学校いじめ対策組織

「学校いじめ対策組織」は、いじめを未然に防ぐと共に早期発見に努め、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処していく中核組織として役割を担う。

(1)役割

- ◇いじめを未然に防止するための取組や具体的な年間計画を作成する。
- ◇いじめ防止等の対策の取組に関するチェックシートの作成・検証・修正を行う。
- ◇いじめに関する研修の企画・検討を行う。
- ◇いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ◇いじめに関する情報の収集・記録・共有を行う。
- ◇いじめ防止のための対策に取り組む。
- ◇いじめの疑いの情報があった時、緊急会議を開き各方面から情報収集し、対応方針を決定する。
- ◇いじめを受けた児童又は保護者に対する支援を行う。
- ◇いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を行う。
- ◇いじめ防止の取組についてPDCA サイクルで検証を行う。

(2)組織の構成員

校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭を基本とし、状況に応じて構成員を追加するなど柔軟な構成をする。

※重大事態に至った場合は、教育委員会と協議しつつ調査組織を立ち上げる必要がある。
　　民生委員・学校教育に係る学識経験者などの専門的知識を有する第三者の参画を検討
　　する。

(3) 組織運営上の留意点

当該組織を機能させるに当たっては、外部専門家の助言を得る。
　　なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、学校い
　　じめ対策組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えるなどの方法によ
　　って適切に対応する。

6. いじめ防止のための取組

(1) 学校づくり・授業づくり

- ◇すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行
　　事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- ◇居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。
- ◇わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを工夫する。
- ◇すべての児童が授業に参加でき、授業場面で活躍できるための授業改善を目指す。
- ◇教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合い、全教員でわか
　　る授業づくりに全体で取り組む体制をつくる。
- ◇日々の授業の中で、自分の思いを発表したり周囲の発言に耳を傾けたりできる姿勢を
　　育てていく。
- ◇スクールカウンセラーによる「SOSの出し方教育」を実施する。

(2) 集団づくり・児童理解

- ◇すべての児童に、集団の一員としての自覚や自信を育む。
- ◇互いに認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していく。
- ◇支援の必要な児童についての理解を深める。
- ◇児童自らが、人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆
　　づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- ◇児童会を中心に、仲間づくりを呼びかけるスローガンを作成し、いじめ防止に向けた
　　具体的な取組を各学級で話し合う。
- ◇いじめが起きやすい時期（4月下旬や9月上旬など）学級活動の時間などを使い、指
　　導できる計画を立てる。
- ◇きもちメーターを活用し、児童の心身の健康状態の把握に努める。

(3) 生徒指導

- ◇チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方
　　や聞き方の姿勢など、学校として揃えておくべき事柄を確認する。
- ◇いじめている児童や、周りで見ていたりはやし立てたりしている児童を容認すること
　　がないようにする。
- ◇学校生活アンケートの結果を踏まえ、児童自身がいじめの問題を自分たちの問題とし
　　て受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考え行動できるよう働

きかける。

◇警察等と連携し、ネットいじめについて考える教育を推進する。

(4)教職員の資質・能力の向上

◇教師の誤った認識や不適切な言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。

◇「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。

◇すべての児童がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを教職員がチェックするとともに、陰で支える役割を徹する。

7. いじめの早期発見、早期対応等

(1)いじめの発見

◇いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。(教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケート等を実施)

◇児童の変化に気づいた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。

◇気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があつた等の場合、たとえば5W1H（いつ・どこで・誰が・何を・どのように）を付箋紙等にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく。(個人情報の管理に注意することも盛り込む)

◇得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。

◇保健室の様子を聞く。

◇保護者に協力を得て、家庭で気になる様子はないか把握する。

◇積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学の時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。

◇児童が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりするところがないよう気をつける。

◇やっとの思いで相談したのに、うるさがられたり、後で話を聞くといって対応してもらえなかつたりする等がないようにする。

◇児童や保護者に「24時間相談ダイヤル」を周知する。

◇特別な調査のみに依存することなく、教職員が日頃から児童への態度や関わり方に注意をはらう。

(2)いじめの対応

◇速やかに組織的に対応し、いじめられた児童を守る。

◇いじめた児童に対しては、該当児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

◇いじめ対策のための組織が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。

◇判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。

◇いじめであると判断されたら、いじめられた児童のケア、いじめた児童の指導など、

問題の解消まで組織が責任を持つ。

- ◇問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。
- ◇いじめた児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を挙げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市・県教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- ◇児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ◇ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- ◇いじめが重大な事態と判断された場合には、市・県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- ◇児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- ◇いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- ◇重大事態化の防止に向け、スクールロイヤー等の専門家の活用を図る。

8. P T Aや地域の関係団体等と連携について

(1) P T Aや地域の関係団体との連携促進

- ◇P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- ◇悩みを相談できる教育相談事業に関わる広報カードやちらしを配布する。

(2) 地域とともににある学校づくり

- ◇学校と保護者・地域住民が一体となって地域の子どもを育み、いじめ問題の解決を進めていくために、学校運営協議会等が一緒になっていじめ問題の取組について検証する。

9. 重大事態への対応

学校の設置者又は学校による調査

重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂 文部科学省）を参考として、適切に対処しなければならない。

① 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による調査)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査にかかる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の意味

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校を設置した教育委員会等又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。子ども又は保護者からの申立てでは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、各学校は教育委員会を通じて、市長へ事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体

重大事態に係る事実関係の調査を行うにあたっては、いじめがあったかどうかを厳格に判断することに、ことさらにとらわれるのではなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、当該子どもに対する適切な支援につなげていくことが最も重要である。

調査の主体は、学校又は学校の設置者となる。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同じようないじめの発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会等の学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会等の学校の設置者において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会等の学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行うこととする。

エ 調査を行うための組織

教育委員会等の学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断した時は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

重大事態が起きてから急遽この組織を立ち上げることは困難である。したがって、教育委員会が調査主体となる場合、法第14条第3項において教育委員会に平時より設置されているいじめ防止等のための対策を実効的に行うための組織である附属機関が調査を行うための組織となる。

また、学校が調査の主体となる場合、法第22条に基づき学校に必ず置かれるごとにされている、学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか（どうようなことをされたのか）、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

教育委員会等の学校の設置者及び学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

a いじめられた子どもからの聴き取りが可能な場合

いじめられた子どもからの聴き取りを十分に行うとともに、在籍している子どもや教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。

その際、いじめられた子どもや情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先とする。また、いじめた子どもへの指導を行い、いじめ行為を止めるとともにいじめられた子どもの事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

さらに、教育委員会等の学校の設置者がより積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

b いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合

いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、いじめられた子どもの保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在校生や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。

（自殺の背景調査における留意事項）

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった子どもの尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることとする。

とを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族側と合意しておく。
- できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うように努める。
- 情報発信・報道機関への対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった子どもの尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があること等を踏まえ、WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応する。

力 調査実施におけるその他の留意事項

- 重大事態が発生した場合に、関係のあった子どもが深く傷つき、在校生や保護者、地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。教育委員会等の学校の設置者又は学校は、子どもや保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信及びプライバシー保護の配慮を行う。
- 事案の重大性を踏まえ、いじめた子どもに対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、いじめた子どもの立ち直りを支援する。また、いじめられた子ども又はその保護者が希望する場合には、就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。
- いじめの態様が犯罪行為として取り扱うべきであると認める時は、警察と連携して対処するものとし、いじめられた子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める必要がある。

② 調査結果の提供及び報告

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査結果に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

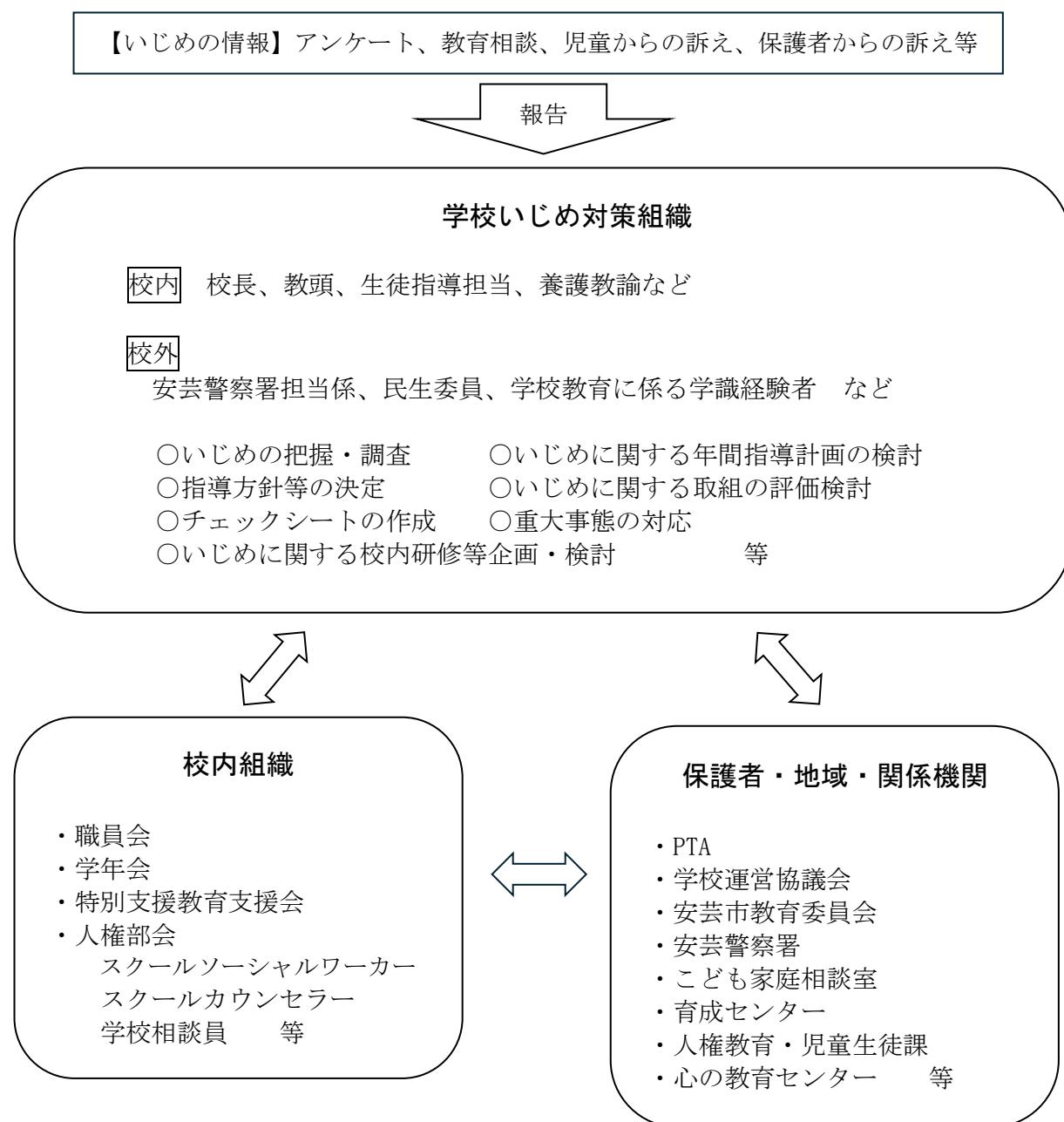
いじめを受けた子ども及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会等の学校の設置者又は学校は、いじめられた子ども及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で行う。

その際、他の子どものプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

また、アンケートの結果については、いじめられた子ども又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

学校いじめ対策組織及び保護者・地域・関係機関



学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト（教職員用）

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返り、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

1 いじめの防止のための取組

		項目	チェック
授業づくり ・ 学校づくり	児童が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4 3 2 1	
	全ての児童が参加できる授業づくりに努めている	4 3 2 1	
児童理解 ・ 集団づくり	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4 3 2 1	
	児童理解や人間関係の把握に努めるとともに、一人一人と会話するよう心がけている	4 3 2 1	
生徒指導	生徒指導の視点を大切にした授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4 3 2 1	
	児童が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4 3 2 1	
教職員向上 ・ 質能力の資	教師の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4 3 2 1	
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4 3 2 1	

2 いじめの早期発見、早期対応等

		項目	チェック
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、児童の実態把握に努めている	4 3 2 1	
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、校内の「いじめの防止委員会」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4 3 2 1	
	児童の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4 3 2 1	
対応等 ・ いじめの	被害児童や情報を提供してくれた児童を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4 3 2 1	
	加害児童への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4 3 2 1	

3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

		項目	チェック
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている		4 3 2 1	
児童の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている		4 3 2 1	
日頃から保護者が相談しやすい関係づくりに努めている。		4 3 2 1	

4 取組全体を通しての成果や課題、改善点などについてお書きください。

--